

小監公告第5号  
平成31年3月13日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤 沼 千 春

小山市監査委員 小 川 一 久

小山市監査委員 山 野 井 孝

## 記

### 1. 監査対象

都市整備部      都市計画課      新都市整備推進課      区画整理課  
水と緑の推進課      建築指導課

### 2. 監査期日

平成31年2月6日

### 3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

### 4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

小監公告第6号  
令和元年5月24日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤 沼 千 春

小山市監査委員 小 川 一 久

小山市監査委員 関 良 平

#### 記

#### 1. 監査対象

秘書広報課 議会事務局 選挙管理委員会  
農業委員会事務局 出納室

#### 2. 監査期日

平成31年2月15日

#### 3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

#### 4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

## 5. 意見・要望

今回の監査における意見及び要望は次のとおりである。

### 【議会事務局】

- ・タブレット端末を導入し、議員に貸与したにも関わらず使用状況が低調との説明があった。せっかく導入したのだから、事務局として議員活動全般での利活用を推進する施策を遂行して欲しい。

また利活用の促進を図る上で、タブレットの利便性から私的利用を完全に排除することは現実的ではないと思われるため、費用負担のあり方についても予め検討しておくべきと考える。